

龍郷町水道事業給水条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給水装置（第2条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第18条）
- 第4章 使用料及び手数料（第19条—第26条）
- 第5章 取締り（第27条・第28条）
- 第6章 貯水槽水道（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、龍郷町水道事業給水条例（平成29年龍郷町条例第22号。以下「条例」という。）第40条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置

（新設等の申込み）

第2条 条例第5条の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みをしようとするときは、給水装置工事申込書（別記第1号様式）による。

（工事店の工事申請等）

第3条 条例第6条ただし書の規定により給水装置の設計及び工事の施行の承認を受けようとするときは、給水装置工事設計・施行承認申請書（別記第2号様式）による。

2 条例第6条ただし書の規定により給水装置工事の施行を承認するときは、給水装置工事施行承認書（別記第3号様式）による。

（工事検査の申請）

第4条 条例第7条第2項の規定により工事検査を受けようとするときは、工事検査申請書（別記第4号様式）による。この場合において、申請者は、当該工事のしゅん工図を添付しなければならない。

（材料検査の申請等）

第5条 条例第7条第2項の規定により材料検査を受けようとするときは、材料検査申請書（別記

第5号様式)による。

2 材料検査は、町が指定する場所で行う。

(利害関係人の同意書)

第6条 条例第7条第3項に規定する利害関係人の同意書は、給水装置工事申込書(様式第1)による。

(構造及び材質の基準)

第7条 構造及び材質の基準については、条例第8条に定めるもののほか、給水装置、排水設備設計施行基準に定める。

(工事費の算出方法)

第8条 条例第9条第1項各号に規定する費用は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した額の範囲内とする。

(1) 材料費 当該材料の購入価格、時価等を基準とした価格に所要の数量を乗じて得た額

(2) 労力費 職種別賃金日額に所要歩掛を乗じて得た額

(3) 路面復旧費 道路管理者が定める路面復旧単価に復旧面積を乗じて得た額

(4) 間接経費 材料費、労力費及び路面復旧費の合計額に100分の25以内を乗じて得た額

(代理人の選任及び変更)

第9条 条例第14条の規定により代理人を選任したときの届出は、代理人選任届(別記第6号様式)による。

2 代理人を変更したとき、又は代理人の住所若しくは氏名に変更があったときの届出は、代理人変更届(別記第7号様式)による。

(代理人の変更命令)

第10条 前条の代理人の変更を命ずるときは、代理人変更命令書(別記第8号様式)による。

(給水装置の所有権取得届出)

第11条 給水装置の所有権を取得したときの届出は、給水装置所有権取得届(別記第9号様式)による。

(給水装置に異状があるときの届出)

第12条 条例第20条の規定による給水装置に異状があるときの届出は、給水装置異状届(別記第10号様式)による。

第3章 給水

(給水の申込み及び承認)

第13条 条例第13条の規定により給水の申込みをしようとするときは、給水申込書（別記第1号様式）による。

2 条例第13条の規定により給水の申込みを承認するときは、給水承認書（別記第11号様式）による。

（給水開始、休止又は廃止の届出）

第14条 条例第18条第1項第1号の規定により、水道の使用を開始し、休止し、又は廃止する場合の届出は、（別記第12号様式）による。

（水道使用者の氏名等の変更届）

第15条 条例第18条第2項第1号の規定により、水道使用者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときの届出は、水道使用者等氏名変更届（別記第13号様式）による。

（給水装置の所有者等の変更届）

第16条 条例第18条第2項第2号の規定により、給水装置の所有者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときの届出は、給水装置の所有者等の変更届（別記第14号様式）による。

（消火栓の使用届）

第17条 条例第18条第2項3号の規定により、消火栓を消防に使用したときの届出は、消火栓使用届（別記第15号様式）による。

（消火演習のため消火栓を使用するときの届出）

第18条 条例第18条第1項第3号の規定により、消火栓を消火演習のため使用するときの届出は、消火栓消防演習使用届（別記第16号様式）による。

第4章 使用料及び手数料

（使用水量の測定）

第19条 条例第24条の規定による定例日は、別に定める。

2 水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、量水器により給水量を測定したときは、その都度使用水量を水道使用者に通知する。

3 量水器の指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、測定の翌日に繰り越して計算する。ただし、水道の使用を中止し、又は廃止した場合において、検針による指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを1立方メートルとして計算する。

（使用水量の認定）

第20条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、前2箇月又は前年度同期の使用水量を基礎にして行うものとし、その計算方法は、管理者が別に定める。

(使用の休止又は廃止の届出のない場合の料金)

第21条 条例第18条第1項第1号の規定による水道の使用の休止又は廃止の届出がない場合においては、水道を使用しない場合であっても基本料金を徴収する。

(料金の納入期限等)

第22条 料金の納入期限は、次に定めるところによる。

(1) 口座振替による料金の納入期限は、毎月、月末とし、その日が休日のときは繰り下げることとする。

(2) 集金の方法による料金の収納は、月末までとする。

(受水槽以下の装置の検査)

第23条 管理者は、必要があると認めるときは、受水槽以下の装置の所有者に対して受水槽以下の装置の検査をすることができる。

2 前項の検査のため必要があるときは、工事施行者又は給水装置所有者に対し、設計書及び図面等の提出を求めることができる。

(公設消火栓その他の水道施設からの臨時給水)

第24条 公設消火栓その他の水道施設から臨時に給水を受けようとする者は、臨時給水許可申請書(別記第17号様式)を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 管理者の許可を得て公設消火栓その他の水道施設を使用するときは、管理者の指定する水道事業職員の立会いの上、行わなければならない。

3 規定時間外において、水道事業職員の立会いを必要とするときは、その所要実費額を徴収する。

4 条例第27条第2項の規定による臨時給水の概算料金の算定方法は、公設消火栓その他の水道施設が設置されている配水管の水圧、口径及びホースの長さ等を基準にして使用水量を推定する。

(手数料)

第25条 条例第29条第5号の規定による開閉栓手数料は、新設工事の場合に限り免除するものとする。

2 水質検査手数料は、次に掲げる区分により徴収する。

(1) 月例検査 1件につき3,000円

(2) 1項目検査 1回につき300円

(料金及び手数料の免除等)

第26条 条例第31条の規定による料金及び手数料の減額又は免除を受けようとするときは、減免申請書(別記第18号様式)による。

第5章 取締り

(給水停止の通知)

第27条 条例第33条の規定により管理者が給水の停止をするときは、給水停止通知書（別記第19号様式、別記第20号様式）による。

(給水停止の方法)

第28条 条例第33条の規定による給水の停止は、給水栓の封印、止水栓・制水弁の阻止若しくは量水器の撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第29条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は（衛生行政の）長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条、第6条、第13条関係）

決 裁	第	年 月 日 号	課 長	課 長 補 佐	係 長	係	台 帳 記 載
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 収 入 印 紙 </div>		委 任 状					
		委 任 事 項	次の申込書の給水工事一切				
		委任代理人	住 所 氏 名				
		委 任 者	住 所 氏 名				
龍郷町長 様 給水装置 新設 増設 廃止 工事申込書 改造 撤去 年 月 日申込み							
申 込 者	家屋の所在 及び所有者						
	栓 種 番 号	栓 号					
	量 水 器 の 負 担	町より借用		工事費の納入方法	前 納		
		自己負担					
住 氏 所 名	龍郷町水道事業給水条例第6条を了承の上申し込む。 (ふりがな)					㊟	
使 用 者	使用区分	用	給水栓数	栓			
	職 業		家 族 数	名			
	住 氏 所 名	申込みの水道は私が使用するものである。 (ふりがな)					㊟
支 用 分 場 引 合	本 管 の 号 栓 種 番 号	栓 第 号					
	所 有 者 の 諾 承	上記の給水工事を私の本管から支管分岐することを承諾する。 住所 氏名					㊟
他及布 人び設 の土の 家地場 屋に合	家屋及び土 地所在番号						
	所 有 者 の 諾 承	上記の給水装置の設置を承諾する。 住所 氏名					㊟
給 水 申 込 書							
年 月 日申込み							
様							
使用者 ㊟							
年 月 日から給水を受けたいので、龍郷町水道事業給水条例第 13 条の規定により申し込みます。							

--	--

量水器保管証				No.	
量水器番号	第	号	製作番号	第号	
量水器口径		φ _m	種別・番号	専用・共用第号	
取付け	年月日	年 月 日	撤去	年月日	年 月 日
	指針			指針	
量水器取付場所	龍郷町				
量水器製作所					
備考					
<p>上記の量水器は責任をもって保管します。もし、滅失し、又は棄損したときは規定に従い損害額を賠償します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保管者 住所 町 番 号 氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">様</p>					

承認第 号
年 月 日

様

龍郷町長

㊟

給水装置工事施行承認書

年 月 日付けで申請のあった給水装置工事申請については、龍郷町水道事業給水条例第6条ただし書及び同条例施行規程第3条第2項の規定により承認する。

給水装置工事申請受付月日	年 月 日
工 事 の 場 所	龍郷町
申 込 者	住 所 龍郷町
	氏 名
給 水 装 置 の 所 有 者	
承 認 の 条 件	
備 考	

第4号様式（第4条関係）

受	付	課		課長補佐		係		検査員		受		
. . . 第 号		長				長				付		
工 事 検 査 申 請 書												
										年	月	日
様												
工事店 住 所												
氏 名												
印												
龍郷町水道事業給水条例第7条第2項の規定による給水装置工事の工事検査を受けたいので申請します。												
検 査 実 施 月 日		年 月 日										
給水装置設置場所		龍郷町										
給水装置の種類・番		専用・共用・私設消火栓 第 号										
申 込 者 氏 名												
※検 査 の 結 果												
※手 直 し 指 示												
備 考												

注 ※印欄は、工事店は記入しないこと。

第5号様式（第5条関係）

受	付	課		課長補佐		係		検		審		受
・	・	第	号	長		長		査		査		付

材 料 検 査 申 請 書

年 月 日

様

指定工事店 住 所

氏 名 印

龍郷町水道事業給水条例第7条第2項の規定による給水装置工事の材料検査を受けたいので申請します。

名 称	形状寸法	単位	数量	単価	金 額	※ 検 査 結 果		手数料	備考
						合格数量	不 合 格 数 量		
工 事 の 場 所	龍郷町								
給水装置の種類	専用・共用・私設消火栓								
申 込 者 氏 名									
※ 検 査 の 結 果									

注 ※印欄は、工事店において記入しないこと。

第6号様式（第9条関係）

受 付	課 長	補 佐	給 水 係		
			係長	係	受 付
・ ・ ・ 第 号					
代 理 人 選 任 届 年 月 日 様 届出者 住 所 氏 名 印 龍郷町水道事業給水条例第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。					
給水装置設置場所	龍郷町				
建築物の名称(屋号)					
種 別 ・ 番 号	専用・共用 第 号				
所 有 者	龍郷町			TEL() 印	
代 理 人	龍郷町			TEL() 印	
※施 行 者 (指 定 工 事 店)				TEL()	
※受水槽容量及び引込 管口径	容 量	m^3		引 込 管 口 径	mm
備 考					

注 1 ※印の欄は、受水槽式給水の配管等の設備に係る維持管理についての管理人の届出の場合のみ記入すること。

2 前項の場合は、裏面に見取図を記入のこと。

第7号様式 (第9条関係)

受 付	課 長	補 佐	給 水 係		
			係長	係	受 付
・ ・ ・ 第 号					
代 理 人 変 更 届					
年 月 日					
様					
届出者 住 所 氏 名 印					
龍郷町水道事業給水条例施行規程第9条第2項の規定により、次のとおり届け出 ます。					
給水装置設置場所	龍郷町				
建築物の名称(屋号)					
種 別 ・ 番 号	専用・共用 第 号				
新 住 所 氏 名	龍郷町				TEL() 印
旧 住 所 氏 名	龍郷町				TEL() 印
異 動 の 理 由					
備 考					

第8号様式 (第10条関係)

水 第 号
年 月 日

様

印

代 理 人 変 更 命 令 書

代理人 の変更を命ずる。

代理人 の 住 所、 氏 名	龍郷町
種 別、 番 号	専用、共用 第 号
建築物の名称(屋号)	
変 更 の 理 由	
備 考	

第9号様式 (第11条関係)

受 付	課 長	補 佐	給 水 係		
			係長	係	受 付
年 月 日 第 号					
<p>給水装置所有権取得届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">給水装置新所有権者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>次のとおり届け出ます。</p>					
給水装置設置場所	龍郷町				
種 別 ・ 番 号	専用・共用 第 号				
給 水 装 置 の 旧 所 有 権 者 氏 名	龍郷町			TEL() 印	
取 得 年 月 日	年 月 日				
取 得 理 由					
備 考					

第10号様式（第12条関係）

受 付	課 長	補 佐	給 水 係		
			係長	係	受 付
年 月 日 第 号					
<p>給 水 装 置 異 状 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">住 所 届出者 氏 名 印</p> <p>龍郷町水道事業給水条例第 20 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
給水装置設置場所	龍郷町				
種 別 ・ 番 号	専用・共用 第 号				
所 有 者	龍郷町			TEL() 印	
使 用 者	龍郷町			TEL() 印	
異 状 の 内 容					
備 考					

第11号様式（第13条関係）

承認第 号 年 月 日	
様	
龍郷町長 ㊟	
給 水 承 認 書	
年 月 日付けで申込みがあった給水申込みについて、龍郷町水道事業給水条例第 13 条の規定により承認する。	
給 水 開 始 年 月 日	年 月 日
給水装置の種類・番号	専用・共用・消火栓 第 号
量 水 器 番 号	第 号
給 水 装 置 所 有 者 名	
備 考	

第12号様式（第14条関係）

				受 付	. . . 第 号		
課 長	補 佐	給水係		台 帳 番 号	量 水 器	種 別	
		係長	係			番 号	
				施 行 者		口 径	mm
				量 水 器 取 り は づ し		指 針	
						有 効 期 限	
<p style="text-align: center;">給 水 開 始 届</p> <p style="text-align: center;">休 止 止</p> <p style="text-align: center;">廃 止</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届 出 者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p>龍郷町水道事業給水条例第 18 条第 1 項第 1 号及び同条例施行規程第 14 条の規定により届け出ます。</p>							
給水装置設置場所		龍郷町					
種 別 ・ 番 号		専用 ・ 共用			第 号		
開 始 ・ 休 止 ・ 廃 止		年 月 日					
所有者又は代理人		龍郷町			TEL() 印		
使用者又は管理人		龍郷町			TEL() 印		
職 業(業態)及 び家 族 数		職 業 (業 態)	家 族 人		従 業 員 人		定 員 人
			職 業 人		生 徒 人		
備 考							

第13号様式 (第15条関係)

受 付	課 長	補 佐	業 務 係		
			係長	係	受 付
年 月 日					
第 号					
水道使用者等氏名変更届 年 月 日 様 住所 届出者 氏 名 印 龍郷町水道事業給水条例第 18 条第 2 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。					
給水装置設置場所	龍郷町				
種 別 ・ 番 号	専用・共用 第 号				
給水装置所有者	新	龍郷町			TEL() 印
	旧	龍郷町			TEL() 印
使 用 者	新	龍郷町			TEL() 印
	旧	龍郷町			TEL() 印
新水道使用者等の職業 (業態)及び家族数等	職業 (業態)	家族	人	従業員	人
		職員	人	生徒	人
備 考					

第14号様式 (第16条関係)

受 付	課 長	補 佐	業 務 係		
			係 長	係	受 付
年 月 日					
第 号					
給水装置の所有者等の変更届					
年 月 日					
様					
住 所					
届出者					
氏 名 印					
龍郷町水道事業給水条例第 18 条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。					
給水装置設置場所	龍郷町				
種 別 ・ 番 号	専用・共用 第 号				
給水装置所有者	新	龍郷町			TEL() 印
	旧	龍郷町			TEL() 印
使 用 者	新	龍郷町			TEL() 印
	旧	龍郷町			TEL() 印
新水道使用者等の職業 (業態)及び家族数等	職業 (業態)	家族	人	従業員	人
		職員	人	生徒	人
備 考					

第15号様式 (第17条関係)

受 付	課 長	補 佐	給 水 係		
			係長	係	受付
年 月 日 第 号					
消 火 栓 使 用 届					
年 月 日					
様					
住 所 使用者 氏 名 印					
龍郷町水道事業給水条例第 18 条第 2 項第 3 号の規定により、次のとおり届け出 ます。					
給水装置設置場所	龍郷町				
種 別・番 号	消火栓 第 号	封かん 量水器付き			
所 有 者	龍郷町	TEL() 印			
使 用 者	龍郷町	TEL() 印			
使 用 時 間	年 月 日 時 分から 時 分まで				
備 考					

第16号様式（第18条関係）

受 付	課 長	補 佐	給 水 係		
			係長	係	受付
年 月 日					
第 号					
消火栓消防演習使用届					
年 月 日					
様					
住所 届出者 氏名 印					
龍郷町水道事業給水条例第 18 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり届け出ます。					
給水装置設置場所	龍郷町				
種 別・番 号	消火栓	第		号	
所 有 者	龍郷町			TEL()	印
使 用 者	龍郷町			TEL()	印
使用栓数及び回数		個			回
使 用 時 間		月 日	時 時	分から	分まで

※ 立 会 報 告					
使用時間	時 分	分から	分まで	使用栓数 及び回数	個 分間 回
封 印	月 日			立 会 者	印
告知月日 及び番号	告第 月 日号			水道料金	

注 ※印欄は、届出者は記入しないこと。

第17号様式（第24条関係）

受 付	課 長	補 佐	給 水 係		
			係長	係	受付
年 月 日					
第 号					

臨時給水許可申請書

年 月 日

様

住所
申請者 氏名 印

龍郷町水道事業給水条例施行規程第24条の規定により、次のとおり申請します。なお、貴水道事業職員の立会いをお願いします。

使 用 目 的	
使 用 方 法	
公設消火栓 その他の水道施設 設置場所	龍郷町 方先道路上
使 用 時 間	年 月 日 時 分から(使用時間合計) 年 月 日 時 分まで 時間 分
使 用 水 量	m ³ 現場責任者名

※ 立 会 報 告

使用時間	月 日 時 分から) 月 日 時 分まで) 分	その他の費用	
使用水量	m ³	告知月日 及び番号	月 日 告第 号
			月 日 告第 号
水道料金		立会者	印

- 注 1 ※印欄は記入しないこと。
 2 裏面に付近見取図を記載すること。
 3 付近見取図は、現場位置が分かりやすいように記入すること。
 4 使用箇所は、赤線で記入し、公設消火栓その他の水道施設からの距離も記入すること。

第18号様式（第26条関係）

受 付	課長	補佐	給 水 係	
			係長	係
年 月 日				
第 号				
減 免 申 請 書				
			年 月 日	
様				
			住 所 申請者 氏 名	印
龍郷町水道事業給水条例第 31 条の規定により、次のとおり申請します。				
区 分	料金・手数料			
給水装置の設置場所	龍郷町			
種 別・番 号	専用・共用・私設消火栓 第 号			
月 別				
金 額				
理 由				
備 考				

第19号様式（第27条関係）

(料金に関わる場合)

停 水 の お 知 ら せ

先に通知いたしました、あなたの水道 料金が 月 日現在下記のとおり未納になっていますので水道法第 15 条第 3 項及び龍郷町水道事業給水条例第 33 条の規定に基づいて 月 日以降給水を停止いたします。

(不在中でも停水することがあります。)

記

住 所		龍郷町				
年度	月	台帳番号	使用水量	水道料金	計	備 考
			汚水水量	下水道料金		

年 月 日

氏

名印

第20号様式 (第27条関係)

(料金に関わる以外の場合)

水 第 号 年 月 日	
様	
龍郷町長 印	
給 水 停 止 通 知 書	
<p>龍郷町水道事業給水条例第 33 条の規定により、下記の理由が解消するまで給水を停止する。</p>	
記	
給水装置設置場所	龍郷町
種 別・番 号	専用・共用・私設消火栓 第 号
台 帳 番 号	
理 由	
備 考	